

国立歴史民俗博物館外来研究員取扱細則

〔平成20年7月22日〕
〔歴博規第 68号〕

最近改正 平成28年5月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構外来研究員規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第67号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における外来研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(受入基準等)

第2条 規程第2条第8号に基づき博物館が受け入れることができる外来研究員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 博物館が海外から公募又は招へいする外国人研究者（以下「外国人招へい研究者」という。）
- (2) (1)号以外の外国人研究者（以下「外国人外来研究者」という。）
- (3) 大学院において博士の学位取得後5年を経過しない者で教育研究機関に在籍しない者
- (4) その他、特別の理由により館長が認める者

2 前項第1号に掲げる外国人招へい研究者の受入れ等に関し必要な事項は、第10条に基づき、別に定める。

3 外国人外来研究者は、大学共同利用機関の教授、准教授又は助教となる資格を有する者と同等以上の学識を有する者及び国又は国に準ずる機関、派遣助成団体等からの助成金を受ける者とする。

4 第1項第3号に掲げる者は、大学共同利用機関の助教に準じた研究能力を有する者とする。

5 第1項第3号に掲げる者のうち、総合研究大学院大学文化科学研究科日本歴史研究専攻修了者は、受入れ後、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（外国籍の者にあつては外国人特別研究員。以下「特別研究員等」という。）に応募しなければならない。

(申請手続き)

第3条 受入れを希望する規程第2条第1号から第7号に掲げる者の派遣機関の長（第6号に掲げる者にあつては申請者）は、別紙様式1の申請書、研究計画書、履歴書及び研究業績書をもって館長に受入れのための申請をしなければならない。

2 受入れを希望する前条第1項第2号から第4号に掲げる者は、別紙様式2の申請書、研究計画書、履歴書及び研究業績書をもって館長に、受入れのための申請をしなければならない。

(受入許可)

第4条 前条の規定による申請書があつたときは、研究推進センター会議の議を経て、館長が受入許可を決定するものとする。

(受入期間)

第5条 規程第2条第1号から第7号に掲げる者の受入期間は、派遣機関側に特段の定めがある場合等を除き、原則1年以内とする。

2 第2条第1項第2号から第4号に掲げる者の受入期間は、3年を限度とする。ただし、同項第3号

に掲げる者にあつては、博士の学位取得後5年を超えることができない。

(受入期間の延長又は変更)

第6条 第4条により受入れを許可された者が研究遂行上特別の事情により研究期間の延長又は変更を必要とする場合は、別紙様式3の研究期間延長・変更願を提出し、許可を受けなければならない。ただし、受入期間は前条に定める期間を限度とする。

2 研究期間の延長又は変更の申し出があつたときは、研究推進センター会議の議を経て、館長が決定するものとする。

(施設等の利用)

第7条 外国人招へい研究者及び第4条並びに前条により受入れを許可された者は、博物館内の施設、設備及び文献資料その他の資料等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができる。

(報告書)

第8条 第2条第1項第2号から第4号に掲げる者は、受入期間終了時に報告書を館長に提出しなければならない。

(受入許可の取消)

第9条 館長は、第4条及び第6条により受入れを許可した者が次に該当するときは、受入許可を取り消すことができる。

- (1) 研究期間中に病気その他の理由により、研究中止を申し出た場合
- (2) 規程第2条第1号から第5号に掲げる者が研究料を納付しなかった場合
- (3) 第2条第5項に該当する者が、特別研究員等に応募しなかった場合
- (4) 人間文化研究機構及び博物館の定める規程等に違反した場合
- (5) その他研究に従事することが適当でないと認められた場合

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、外来研究員の受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 第2条第5項、第9条第3号の規定は、平成27年4月1日以降に採用された外来研究員に適用する。

附 則

この細則は、平成28年5月1日から施行する。